

■法人に関する変更届必要書類一覧■

「地域密着型サービス」「介護予防・日常生活支援総合事業」「居宅介護支援」「介護予防支援」共通

申請は原則として電子申請届出システムにて行ってください。

電子申請届出システムにて「法人情報に係る一括変更届出」処理を行うと、法人内の複数の事業所の届出を行うことが可能です。

また、各事業所毎に法人情報の変更届出を行うことも可能です。

事業所等に関する内容の変更を伴う場合は、法人情報の変更届と事業所等の変更届をそれぞれご提出ください。

(例:法人事務所と事業所が同一所在地にあったが、別の場所に一緒に移転した場合)

表1 法人に関する変更事項

変更内容	登記簿謄本	誓約書	町田市暴力団排除 条例に基づく誓約 兼承諾書	開設者研修 修了証 (写)
様式名	—	標準様式6 又は 標準様式5	町田市 誓約書	—
法人の名称 注1	○			
法人住所等の変更 注1 注2	○			
法人の電話・FAX番号の変更 注3				
代表者(開設者)の変更 注6	○	○ 注4	○	○ 注5
代表者の住所の変更	○			
登記事項証明書又は条例等の変更 (当該指定事業に関するものに限る)	○			

注1 法人名称等の変更によって、各事業所の運営規程について変更が必要になる場合があります。その際は、法人に関する変更届とともに、各事業所の運営規程の変更届についても、事業所ごとに作成いただき、提出してください。

注2 法人住所の変更に伴い、電話・FAX番号も変更した場合は、変更届出書(別紙様式第二号(四))の「変更の内容(変更前)」及び「変更の内容(変更後)」欄にその旨記載してください。

注3 法人の電話番号やFAX番号のみの変更届出に際の「変更があった事項」は、「主たる事業所の所在地」にチェックを入れて、法人情報の変更前・変更後の「登記事項証明書・条例等」欄に「電話番号変更」や「FAX番号変更」等の変更内容を記入してください。

注4 誓約書は地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービス及び居宅介護支援・介護予防支援については「標準様式6」を使用してください。
介護予防・日常生活支援総合事業については「標準様式5」を使用してください。

注5 (介護予防)認知症対応型共同生活介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護について、開設者となる者は、研修の修了証が必要です。

注6 開設者の変更のみの場合の添付書類は「開設者研修修了証(写し)」のみを添付してください。登記簿謄本等の他の添付書類は不要です。

注意事項:

- 法人情報に関すること以外の変更については、サービス種別ごとの「変更届必要書類一覧表」を確認のうえ、変更後10日以内に別途ご提出ください。
- 電子申請届出システムにて入力の際は、「変更前の法人情報の入力」「変更後の法人情報の入力」の最後にある「登記事項証明書・条例等」欄には、変更の内容を記入してください。

(例:変更前:法人代表者変更 ○○ ○○ 変更後:法人代表者変更 □□ □□)